

地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途

消費税率の引き上げに伴う増収分は、その全額をすべての世代を対象とする社会保障の財源に充当することとなっています。元年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられましたが、その一部は幼児教育・保育の無償化の財源としても充てられることとなりました。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源分の 4 年度決算額は、下表のとおり 43.9 億でした。

地方消費税交付金の決算額

単位：千円

	地方消費税 交付金 計	社会保障財源分	
		従前分	
令和 3 年度決算額	8,190,723	4,036,084	4,154,639
令和 4 年度決算額	8,666,913	4,273,955	4,392,958

社会保障財源分（税率引き上げ分）の地方消費税交付金は、福祉費・衛生費・特別会計繰出金の人件費と投資的経費を除いた事業費一般財源相当額の財源として活用しています。税率引き上げ前の 25 年度と 4 年度の決算額を比較したものが下の図表です。

社会保障費の伸び（人件費・投資的経費を除く）

※普通会計

単位：千円

	平成25年度決算		令和4年度決算		社会保障費の伸び	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
福祉費	30,456,885	10,721,049	48,638,180	18,157,661	18,181,295	7,436,612
衛生費	2,335,631	1,583,778	8,520,128	2,884,000	6,184,497	1,300,222
特別会計繰出金	10,537,409	9,592,457	9,958,263	8,136,267	△ 579,146	△ 1,456,190
社会保障費合計	43,329,925	21,897,284	67,116,571	29,177,928	23,786,646	7,280,644

消費税引き上げに伴う増収分以上に、社会保障費の区の負担は増えています。

社会保障費の伸び72. 8億円 > 消費税交付金社会保障財源分43. 9億円

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスの子どもの利用料が無償になりました。この幼児教育・保育の無償化の財源については、国は「消費税 10%への引き上げによる財源を活用する」としています。